

24環廃産第785号
平成25年3月13日

社団法人東京建設業協会 御中

東京都環境局廃棄物対策部
産業廃棄物対策課長
(公印省略)

石綿含有産業廃棄物の中間処理施設における取扱いの廃止について

日頃、東京都の廃棄物施策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成18年の法改正で石綿含有産業廃棄物の中間処理施設での破碎又は切断が禁止されました。これに先立ち環境省からは平成17年8月に「中間処理業者が、技術指針に従って、破碎等を行う中間処理施設において非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物とともに受け入れ、当該非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物と分離・分別し一時的に保管した後、破碎等を行わずに最終処分場に搬出する場合においては、これを中間処理の一環とみなし、当該非飛散性アスベスト廃棄物を中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないこと。」との内容の通知が出されました。この通知は、平成18年9月に廃止されましたが、東京都では、地域の実情を勘案して処理体制が確保できるまでの措置として中間処理施設で石綿含有産業廃棄物を処理せずに一時保管する「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を受け付けてきました。

しかし、通知廃止から5年が経過した現時点において、都内から排出された非飛散性アスベスト廃棄物の受入を行っている埋立処分場が立地するほとんどの自治体では、この方式を認めていない状況です。

のことから、東京都はこれまで受理した「非飛散性アスベスト廃棄物保管届出書」を今年度をもって廃止することとしました。

つきましては今後、石綿含有廃棄物の処分については最終処分又は、溶融若くは無害化処理を行う産業廃棄物処理業者と直接契約を結ぶよう貴会員に周知していただきますようお願いいたします。